

乙卯年七月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日 昭和三十八年六月五日

昭和三十八年六月五日

定



終禮

恩給局長

宮内府官房庶務課長

清負勳局庶務課長

俘虜情報局庶務課長

經濟安定本部官房庶務課長

物價廳第一部庶務課長

行政調查部庶務課長

建設院官房庶務課長

新聞出版部庶務局長

特別調達廳庶務課長

賠償廳庶務課長

連絡調整中央事務局次長

統計委員會事務局長

各



裏面白紙

一部事務

公正取引委員会事務局総務課長

中央行政監察委員会事務局長

行政監察委員会事務局長

臨時人事委員会事務局長

中央災害救助対策協議会事務局長

全国選挙管理委員会事務局長

地方財政委員会事務局長

財成関係役員定審査委員会事務局長

財成関係役員再定審査委員会事務局長

国家地方選挙監察本部

自動車用石油製剤の適正使用方につて

標記の件は、運輸省陸運監理局長から別紙の通り申渡されたから、然るべく御成意を承りたい

通

内閣



第百二十五号

昭和二十三年六月二十一日

運輸省陸運監理局長

内閣官房次長 殿

自動車用石油製品の適正使用方法について

自動車用石油製品は、その供給が著しく不足し、その大半が輸入に  
依つ現状であるから、これが使用については、日本経済再建並ひに  
民生安定上最もこう果あるように、これを使用しなければならぬ。  
然るに一部使用者の現象を見るに、必ずしもこの趣旨に添はず、不  
要不急の面に乗用車を使用し、もつてこの貴重な石油製品の消費し  
ている回が多く、これについて再三連合軍から注意を喚起され、こ  
とは甚だ遺憾である。

今後かかる不要不急な使用を極力矯正して、もつて連合軍の、この  
好意ある取出目的に應えんため、今般別紙写のとおり各道路運送監  
理事務所を通じ、使用者に自動車用石油製品の適正使用方法を最重要  
としおきたるにつき、この際貴官廳においても、乗用自動車に石油  
製品を使用する場合は、特に注意して、自願されんことを御願いす  
る。

なおこの旨貴管下各機關に周知方特に御配慮相煩し度。





陸養第一四四號

昭和二十三年三月四日

運輸省陸養監理局長

道路運送監理事務所長殿

石油製品の適正使用方法について

石油製品の適正使用方法については、再三再四通達をもつて、これが実行方を要望し置きたるも、未だにこれが使用方法について、不要不急な採用（例えばブレイジアドライブ）にこれを使用し、或は石油製品の國內需給状況を辨えないような使用をなす者が多いのは、甚だ遺憾とする所である。斯くては連合軍の好意による石油製品の放出目的にも反する慮なしとしなむので、斯る不要不急な使用方を絶対禁止するよう再び關係の向から嚴重通達があつたから左記のような使用は絶対なさざるよう、これが実行方を強力に推進されたい。

記

- 一 不要不急の目的にガソリン自動車を使用すること。
  - 一 イ、公務に非ざる行進及び會合（例えば労働祭における行進等）等に自動車を使用すること。
  - 一 ロ、海水浴場、温泉地その他遊覽地へ出入のためトラック、消防車等代燃機を装置する自動車で、正規の手續によらないで石油製品を使用すること。
  - 一 木油車と稱して石油製品を使用すること。
  - 一 その他石油製品配給要領にもとるような使用をなすこと。
- 道路運送監理事務所は、本趣旨の徹底を期するため、次の方法を講ずること。
- 一 本趣旨の徹底方につき責任の所在を明確にすること。
  - 一 註近く進駐軍官憲により本趣旨の徹底の有無につき使用者を監査しその責任の所在を追及する由につき特に注意されたい。
  - 一 特定道路運送監理事務所は六月二日本省主催「自動車用石油製品消費指導打合せ」の打合の趣旨に従い本趣旨達成方につき管内道路運



裏面白紙

道庁事務所と連絡されたし。

道庁運送監理事務所は、本道庁を救済せしむるため、運送法を速刻籌ずること。

一各地方の出先官公署とも十分連絡の上、本道庁を救済せしむることを求めたこと。

本件についての違反者は燃料登録取消、ガソリンの配給停止等、行政処分を実施すること。

一本取締りについての情報は、随時本省資材課長宛報告されたし。

一道路運送監理事務所は、本道運及下に配布した経済安定本部製力局長から、運輸省陸運監理局長宛の遺送の寫（運輸第三〇三號）の受領の有無を必ず本省資材課長宛報告されたし。